

# 平成28年第8回教育委員会

## 臨時会議事録

平成28年10月27日

東久留米市教育委員会

平成28年第8回教育委員会臨時会

平成28年10月27日午後3時00分開会

東久留米市教育センター5階 会議室

- 議題 (1) 議案第30号 平成28年度東久留米市一般会計(教育費)12月補正予算  
(案)について
- (2) 諸報告1
- ①今後の東久留米市立図書館の運営方針(案)について
  - ②請願の受理について
  - ③平成28年第3回市議会定例会について
  - ④その他

---

出席者(5人)

教 育 長	直 原 裕
委 員 (教育長職務代理者)	尾 関 謙一郎
委 員	名 取 はにわ
委 員	細 田 初 雄
委 員	細 川 雅 代

---

東久留米市教育委員会会議規則第13条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

教 育 部 長	師 岡 範 昭
指 導 室 長	宍 戸 敏 和
教 育 総 務 課 長	小 島 信 行
学 務 課 長	廣 瀬 朋 子
生 涯 学 習 課 長	市 澤 信 明
図 書 館 長	岡 野 知 子

---

事務局職員出席者

庶 務 係 長	鳥 越 富 貴
---------	---------

---

傍聴者 38人

### ◎開会及び開議の宣告

(開会 午後3時00分)

- 直原教育長 これより平成28年第8回教育委員会臨時会を開会します。本日は全員出席です。
- 

### ◎議事録署名委員の指名

- 直原教育長 本日の議事録の署名は細川委員をお願いします。  
○細川委員 はい。
- 

### ◎会議の進め方

- 直原教育長 本日の会議の進め方について説明をお願いします。  
○小島教育総務課長 本日は先に議案を審議していただき、続いて諸報告を行います。人事案件がありますので公開と非公開に分けて行いたいと思います。  
○直原教育長 委員の皆様にお諮りします。議案の審議を行った後に、諸報告を公開と非公開に分けて行いたいとの説明がありましたが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

---

### ◎傍聴の許可

- 直原教育長 傍聴の許可に入ります。

(傍聴者 入室)

傍聴の方にお願ひがあります。本日の会議は公開と非公開で行われます。非公開の会議に移ります際はご退席をしていただくこととなりますので、ご了承をお願いします。なお、お配りしている資料については、お要り用の場合はお持ち帰りいただいて結構です。

---

### ◎議事録の承認

- 直原教育長 議事録の承認に入ります。9月19日に開催した第9回定例会の議事録についてご確認いただきました。細川委員から修正のご連絡をいただきましたが、ほかはよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

異議なしと認め、議事録は承認されました。

---

### ◎議案第30号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 直原教育長 議事に入ります。「議案第30号 平成28年度東久留米市一般会計(教育費)12月補正予算(案)について」を議題とします。教育部長から説明をお願いします。  
○師岡教育部長 「議案第30号 平成28年度東久留米市一般会計(教育費)12月補正予算(案)について」、上記の議案を提出する。平成28年10月27日提出。東久留米市教育委員会教育長、直原裕。提案理由、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、市長に教育委員会の意見を述べる必要があるためです。詳細については各担当から説明します。

○小島教育総務課長 <総括表1>【歳入予算】をご覧ください。国庫支出金と都支出金が1,022万7,000円の増額になります。【歳出予算】では教育総務費で小学校4万1,000円、中学校108万7,000円、社会教育費30万3,000円の合計143万1,000円です。《歳入予算》ですが、本年28年3月31日までの期間であった「東京都公立学校施設非構造部材耐震化支援事業補助金」の申請期間が延期され、7月25日に内定がありました。ついでには第七小学校の受水槽改修工事及び中央中学校の体育館大規模改修工事の補助申請をし、これを歳入要求するものです。続いて、《歳出予算》ですが「防火設備保守点検委託」が小学校分で458万1,000円の増額、中学校が259万3,000円の増額です。建築基準法の定期報告が強化され、新たに防火設備の定期点検報告の作成が創設されました。防火設備の定期点検報告についてはこれまでも行ってきましたが、煙感知機器や熱感知機器と連動して閉鎖または作動する防火設備（防火扉、防火シャッター等）について、管理者が新たに創設された専門技術者である「防火設備検査員」等に作動状況等を調査させ、特定行政庁に報告するものです。平成28年6月1日から施行され、全ての検査対象の防火設備について毎年報告することになっていますので、今回増額補正を行うものです。

4ページの<総括表2>繰越明許費をご覧ください。【歳入予算】のでは国庫支出金7,545万5,000円の増額です。【歳出予算】では小学校費1,670万円の増額です。当初、学校施設改善交付金が内定しなかったため神宝小学校大規模改修工事を中止していましたが、先の国会において平成28年度第二次補正予算（案）が可決され内定通知があったため、繰越明許費に計上したものです。当初、特別教室等の空調機工事費を見込んでいなかったため新たに計上するものです。

○宍戸指導室長 指導室からは2ページ目の2番、3番、3ページ目の4番の3件、いずれも減額補正です。「2 外国語指導業務委託（小学校ALT）」では103万円の減額補正を行います。小学校5・6年生の外国語指導業務（小学校ALT）は業務委託で実施していません。委託業者は入札により決定していますが、当初の見込額よりも安価な日額単価で契約が締結できました。また、2学期以降の授業日程も確定しましたので、不用額の減額を行います。「3 特別支援学級通学用自動車運行事業」では351万円の減額補正を行います。平成28年度からは特別支援教室に入室する児童が第六小・第七小学校の情緒障害等通級指導学級へ通学を希望する場合を考慮して通学用自動車利用児童数と運行回数を見込んでいましたが、保護者の理解が得られ、情緒障害等通級指導学級への通学ではなく、在籍学校の特別支援教室に入室することになった児童がいます。そこで新たな通学用自動車利用児童数の増加がなくなりましたので減額補正を行います。3ページ目の「4 教師用教科書及び指導書の購入」では100万6,000円の減額補正を行います。平成28年度は中学校の教科書改訂によって、教師用教科書及び教師用指導書を新たに買いそろえる年度でした。指導書は教員が共有して使用可能なものがあります。また、当初見込んでいた数量以下の購入で済みしました。なお、必要な部数の大半は1学期中に購入済みです。さらに、英語については習熟度別少人数クラスを実施する学校が当初の予定を下回ったため、指導書等の購入数を減らすことができたため、減額補正するものです。

○市澤生涯学習課長 生涯学習課では「5 生涯学習センター防火設備定期検査委託」を補正予算に計上します。理由は教育総務課と同様です。

○岡野図書館長 図書館においても、「6 中央図書館防火設備定期検査委託」として、教育

総務課と生涯学習課と同様で、中央図書館の防火設備定期検査・報告業務委託料を計上するものです。

- 直原教育長 これまでの説明についてご意見あるいはご質問はありますか。よろしいでしょうか。それでは採決に入ります。「議案第30号 平成28年度東久留米市一般会計（教育費）12月補正予算（案）について」を採決します。本案を可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

全員挙手です。よって、議案第30号は承認することに決しました。

---

### ◎諸報告1

- 直原教育長 次に諸報告に入ります。「①今後の東久留米市立図書館の運営方針（案）について」から順次説明をお願いします。図書館長お願いします。

- 岡野図書館長 「今後の東久留米市立図書館の運営方針（案）について」、ご説明します。

平成28年3月「第二次東久留米市立図書館のあり方に関する検討委員会」は教育長に報告書を提出し、3月29日開催の第4回教育委員会臨時会で報告を行いました。これを受け、今後の図書館運営方針について教育委員会において協議を進めてきましたが、このたび方針（案）を取りまとめ、パブリック・コメントを募集することになりましたので報告します。

なお、教育委員会では、この間、市立図書館4館の視察、中央図書館を含む全館を市直営で運営している小平市中央図書館、全館に指定管理者を導入している千代田区立千代田図書館の見学を行いました。その際、本市の地区館においては指定管理者のエリアマネジャーからの説明を受け、小平市中央図書館・千代田区立千代田図書館においては教育長をはじめ、担当所管の部長、館長、課長などに加え、千代田図書館においては指定管理者の館長からもお話を伺うことができました。また、図書館協議会における「第二次図書館のあり方に関する検討委員会報告」に対する議論の概要や市議会における議論についても報告し、教育委員会協議会で議論してきました。

それでは、方針（案）に沿い、中身について説明します。お手元の「今後の東久留米市立図書館の運営方針（案）」をご覧ください。2ページから始まります。先ず「I 図書館運営方針策定の背景」では、方針を立てるに当たっての前提を説明しています。並木市長は「財政健全経営に関する基本方針」（平成27年3月策定）を定め、市政運営の方向性として「財政身の丈の市政運営」を掲げています。東久留米市が依然厳しい財政状況にあって、将来にわたり持続可能な運営を行っていくため、平成27年8月に「財政健全経営計画実行プラン」を策定しました。28年8月に改訂が行われています。2ページは「1. 財政健全経営計画実行プラン」の内容です。この中で図書館に関しては「（4）民間活力の導入による行政サービスの維持向上」という項目の中で「中期的視野に立った図書館運営方法の見直し」ということで、教育・文化の拠点としての役割を明確にし、効率的で持続可能な運営方法を確立する項目になっています。

3ページでは「2. 図書館のあり方検討委員会」というところで、これまでの経過について説明しています。平成24年2月「図書館のあり方に関する検討委員会報告」が出され、その中で中央図書館、地区館のそれぞれの役割を整理しました。これに基づき、平成25年度から地区館3館に指定管理者を導入しました。第二次図書館のあり方に関する検討委員会

ではこの地区館に導入した指定管理者の図書館運営を検証し、また、新たに告示された文部科学省による「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」、さらに、今般の社会状況等を踏まえ、図書館の将来像と新たな運営について検討を行いました。そして、報告書の中では新しい図書館の役割の提案と図書館運営方法についての提案を行っています。こちらがこれまでの経過になります。その経過に基づき、今後の中央図書館を含む図書館の運営方針について教育委員会で決めることとなり協議を行ってきました。

4 ページをご覧ください。運営方法を検討するに当たり、「Ⅱ 今後目指すべき東久留米市立図書館像とその実現に必要な力」について検討を行いました。「1. 今後目指すべき図書館像」については、「第二次東久留米市立図書館のあり方に関する検討委員会報告」で掲げています(1) 市民の課題解決に役立つ図書館、(2) 市政やまちづくりを支援する図書館、(3) 文化拠点としての図書館、(4) 東久留米の歴史と文化を継承する図書館、(5) 子ども読書活動の中軸となる図書館、(6) 出会いと交流の場としての図書館、この六つの図書館像を掲げています。こちらは市の基本的な方針や方向性を示す東久留米市教育振興基本計画・東久留米市長期総合計画を踏まえ、社会の動向や教育・文化に対する新たなニーズを踏まえて、目指す図書館像を提案したものです。また、これらの図書館像を実現するために「2. 新しい役割を果たすために必要な力」として、(1) 市民の図書館への潜在的なニーズをくみ取る力、(2) 新しい図書館サービスを開発する力、(3) 市民の主体的・自発的な活動と協働する力、(4) 市政各分野の課題を把握し適切な情報を提供する力、(5) 東久留米の歴史や文化に対する知識・理解、(6) 急速に進展するICT技術を図書館のサービスと運営に活用する力、(7) 提供するサービスに応じてサービス供給体制を柔軟に変更する力、(8) 限られた予算の中で効率的な図書館を運営する力、これらの力が重要だと考えました。

教育委員会においては、このうち(5)について、東久留米市固有の歴史や文化にかかわることから、市職員が担う必要があるとした上で、(5)以外については市と民間事業者それぞれが基本的には備えており、あるいは開発できるものと考えました。

運営方法の検討に当たり、これらの目指すべき図書館像を実現するための運営に対する基本的な考え方をⅢとして掲げています。5 ページになります。読み上げます。

(1) 市は、市民の教養と文化の向上を図るため、図書館法に基づき東久留米市立図書館(以下、「市立図書館」という。)を設置している。市立図書館を地域の情報拠点として市民生活、市政、地域づくりに役立つ図書館として運営します。(2) 市民が、市立図書館において、従来からの基礎的サービスに加え、新しい図書館サービスを受けることができるようにします。(3) 図書館の運営において、民間事業者の活力を導入し、効率的で持続可能な管理運営を行います。

この三つの基本的な考え方をもとに「第二次東久留米市立図書館のあり方に関する検討委員会報告」において提案された二つの運営方法、「業務委託の拡大」と「指定管理者の導入」についてそれぞれ検討を行いました。各々の基本スキームは以下のようになります。

まず、「1. 業務委託の拡大」についての考え方や運営方法です。(1) 図書館の基本的運営方針や計画を策定する図書館行政と図書館事業は、総合して市が担う。(2) 市が、新しい図書館サービスを企画・運営するとともに、現状の選書・除籍や専門的業務を継続する。(3) 地区館は、市が直営する中央図書館の指導の下で、指定管理者が運営する。(4) 効

率化のため、中央図書館施設管理の一括委託と、窓口業務など定型的業務への業務委託の拡大を行う。(5) 館長及び(2)に必要な職員を市は計画的に育成し配置する。(6) 選書・除籍や専門的業務の実務に必要な図書館専門員を任用する。こちらが業務委託拡大という手法の考え方とスキームです。

「2. 指定管理者の導入」。これに対し、指定管理者の導入については(1)市が行う必要のある業務及び市が行うことに効果がある業務以外は、サービス向上と効率化のため可能な限り民間を活用することとし、指定管理者を導入する。(2)民間事業者の競争による提案を受け、その創意工夫や自主的経営を活用して、基礎的サービスの充実と新しい図書館サービスの実現を図る。(3)中央図書館と地区館を同一の指定管理者が一体的に運営する。

(4)本年度末をもって市の正規司書職員が全員退職となることを踏まえ、図書館運営を担い得る経営能力と専門性のある幹部人材(館長と中堅スタッフ)を民間事業者が確保する。

(5)選書・除籍の実務は指定管理者に委ね、市はその基準を示し、最終確認と定期的な評価及び指導を行うことで、図書館設置者としての責任を果たす。(6)市の役割は、次の3点とする。①直営業務(地域資料・行政資料関係とハンディキャップサービス)②図書館の基本的運営方針や計画を策定する図書館行政 ③指定管理者に対するモニタリングと指導

(7) (6)に必要な職員を市は計画的に育成し配置する。(8) (6)①直営業務の実務に必要な図書館専門員を任用する。

この業務委託の拡大と指定管理者の導入について検討した上、次のような運営方針を定めました。7ページをご覧ください。二つの運営方法の長所・短所を検討し、また冒頭で報告しましたとおり、それぞれの運営方法を行っている2館の見学を行い、説明を受けるなど実地での検討も行いました。その上で中央図書館に指定管理者を導入する。3年間の準備期間において平成33年度から指定管理者を導入するという結論としました。

理由は次のとおりです。(1)本年度末をもって市の正規司書職員が全員退職となることを踏まえると、今後目指す図書館像を実現し、良好な図書館サービスを市民に安定的に提供していくことができるようにするためには、民間の活力を可能な限り活用する必要がある。

(2)学校教育をはじめ市が果たすべき課題は多く、市の資源(財源・人材)が限られている中で、民間の資源が充実している図書館運営については、民間活力の導入を積極的に行うべきである。(3)民間事業者の競争による提案を受け、その創意工夫や自主的経営を活用して、基礎的サービスの充実と新しい図書館サービスの実現を図ることができる。(4)民間事業者が得意とする「新しい図書館サービスを開発する力」、「急速に発展するICT技術を図書館サービスと運営に活用する力」などを活用し、新たな利用者の獲得や子育て世代向け事業など新しい図書館サービスの実現を図ることで、地域の活性化が期待できる。

(5)経営能力と専門性のある幹部人材(館長と中堅スタッフ)をはじめ、図書館事業を担う人材を、民間事業者が確保・育成し、配置することができる。(6)市の役割を、一部の直営業務と、図書館の基本的運営方針や計画を策定する図書館行政、及び指定管理者に対するモニタリングと指導に整理することで、民間活力を活用しつつ行政の責任を果たすことができる。(7)図書館事業を民間事業者が担うことになるので、市は図書館事業に対しこれまで以上に客観的かつ厳格に評価・指導することが可能になる。(8)中央図書館と地区館を同一事業者が一体的に運営できる。(9)新しい図書館運営を行う場合に、民間事業者の導入により、現行の運営方法で行う場合に比べ運営経費を抑えることができる。業務委託の

拡大方式と比べ、所要経費はほぼ同等であるが、市が配置する正規職員は少なくすることができる。以上の理由により、指定管理者の導入をすることとしました。

「２．導入の準備期間」を置くことに対し、市立図書館では、目指す図書館像について、この間さまざまな取り組みを行ってきましたが、未だ必ずしも明瞭な形にまで具体化できているとは言えません。より円滑に指定管理者を導入するために、導入準備期間として、定型的業務等への業務委託を拡大しつつ、市直営の体制の下で目指す図書館像の具体化を進めることを適当と考え、このため、次のような準備活動を行った後、円滑に指定管理者導入をしていくこととしました。

その３年間にやる内容が、次の（１）～（６）になります。「３．導入のスケジュール」としては、平成２９年度は「財政健全経営実行プラン」の中では、新たな図書館運営の準備と位置づけられておりますが、地区館に導入する現状の指定管理者の選定、そして３０年度から定型的業務に業務委託を拡大し、円滑に中央図書館に指定管理者を導入できるよう、平成３０年度からの３年間で、直営体制の下、目指す図書館像の具体化を進めるとともに、計画的に指定管理者導入の準備を進めてまいります。その上で平成３３年度から中央図書館と三つの地区館を一体的に運営する指定管理者を導入することになります。このため、地区館の次期の指定管理者の管理期間を平成３０年度から３２年度のまでの３年間とします。また、その準備期間の中では、先ほどから申し上げますように、目指す図書館像の具体化を進めるとともに、これまでの図書館事業について検討組織を設けて検証し、指定管理者に引き継ぐべき業務を精査すること、市正規職員や図書館専門員を担っている業務を精査・整理を計画的に行うこと、その上で図書館サービスや業務内容の精査を踏まえ、指定管理者募集に当たって示す業務要求水準書等の作成準備を行うこととしました。並行して必要な施設整備についても行ってまいりたいと考えております。

９ページをご覧ください。「第二次東久留米市立図書館あり方に関する検討委員会報告」では、二つの運営手法について両論併記となっていました。それぞれについて長所・短所が挙げられていますが、指定管理者を導入する場合の短所について解決する必要があると考え、指定管理者導入の短所とその解決策について検討し、次のようにまとめました。「１．中央図書館への指定管理者導入の短所」（１）市の関与が希薄になり、現場の課題やニーズ、市の方針や計画など、双方が理解・情報共有するのに時間がかかる。（２）資料収集（選書・除籍）に係る市の方針・基準を十分に理解してもらう必要がある。（３）市民協働の関係構築に時間がかかる。（４）指定管理者の管理・監督には高い能力が必要であり、外部評価や透明性の高い運用が必要であり、相応の事務量が発生する。（５）事業を一任することで、市の図書館運営のノウハウが失われる。以上のような指定管理者導入の短所に対し、次のように考え対応します。「１．中央図書館への指定管理者導入の短所」の（１）（４）及び（５）について（市の責任）についてです。①市は、図書館行政の主体であって、目指す図書館像の実現に向け図書館施策を立案・実施するとともに、市民に対して説明責任を持つ。②民間を事業者の創意工夫や自主的経営を活かすために指定管理者を導入するのであるから、図書館の運営やサービスの提供をこれに委ねることになるが、市は、図書館の設置者として指定管理者に対し明確な図書館運営方針を示すとともに、モニタリングをして業務実績を評価し指定管理者を指導する。③市は地域資料・行政資料関係や障害者サービスを直接担うとともに、図書館行政の責任者及び図書館設置者としての役割を果たす。他方、指定管理者は



図書館の運営とサービスの提供を担っていく。④市は、直営業務とともに図書館行政及び指定管理者の指導に必要な職員を計画的に育成し、配置する。⑤導入準備期間において、指定管理者に提示する新たな図書館像を具体化するとともに、市との役割分担、事業内容、施設利用方針等を十分検討して、募集要項・業務要求水準書を作成する。(2)について(選書・除籍)①選書と除籍に関しては、実務は指定管理者に委ねる一方、市はその基準を示すとともに、最終確認と定期的な評価を行う。②選書と除籍の評価については、学識経験者や市民代表を含む外部委員会を設置し、定期的な評価を行う。(3)について(市民協働)①指定管理者を導入した地区館での実績から見て、民間事業者にも十分に実施可能である。②準備期間を通じて、市が市民協働の新たな形態を準備し、円滑な指定管理者導入を図る。③指定管理者選定において、市民協働に対する姿勢や実績を評価する。以上のような中央図書館に指定管理者を導入した場合の短所の解決策を考えた上で、指定管理者の導入を決定した案としました。

それ以外ですが、11ページをご覧ください。図書館運営方法以外にも「第二次東久留米市立図書館のあり方に関する検討委員会報告」の中では、新しい図書館運営で解決すべき課題を挙げております。それらについて、Ⅶのところ掲げています。「1.費用対効果の高い持続可能なサービス」「財政身の丈の市政運営」のためには、適切な図書館サービスへの見直しを行いつつ、新たなサービスを推進することになります。あわせてサービスの提供範囲について市民理解を図るものとなりました。「1.費用対効果の高い持続可能なサービス」として、経費と提供するサービスのバランスをとること、また図書館サービスを無制限に拡大することはできないので、より効果的な運営とすることを考えています。その中でまず代表的なものとして、開館時間の設定として、午前9時から午後7時までを設定しました。

(2)としては集会施設の貸し出しの終了。中央図書館は37年前に開館したときには生涯学習センターや地域センターがありませんでしたので、集会施設の貸し出しを行ってきました。今回、図書館事業で利用すること、あるいは新たなサービスを行う場所としての活用を図ることで集会施設の貸し出しの終了を考えています。「2.施設整備」について4点挙げています。(1)中央図書館の学習機能の向上。これは近年、通信環境の整備ですとか、あるいは学生だけではなく、社会人からの学習室の高い要望があることにより、環境整備を行うものです。(2)情報技術の発展に対応した施設整備。提供する情報が紙ベースのものとは限りません。電子情報の提供を踏まえ、また障害者や多言語に対応した図書館サービスのための施設整備が必要になってまいります。最後12ページ、(3)資料保存体制の整備。中央図書館の書庫整備、地下にあります書庫の環境改善について喫緊の課題となっています。今後としては、さらに資料の保存について検討していくことが課題となっています。

(4)大規模改修の実施。建築後37年が経過している中央図書館は、施設の基盤となる空調設備、書庫、トイレを含む排水設備等の老朽化が喫緊の課題となっております。新たな図書館サービスのための基盤設備とあわせて大規模改修を行うことが必要であるとしています。3番目は将来の課題になります。「3.行政資料の提供・保存体制への整備」現在、まだ確かに決定しているわけではありませんが、(1)行政資料の納本制度等の実施、(2)歴史的公文書保存等の検討、(3)資料保存体制の確立といったことが、将来あるかもしれません市史編さん等に対しても必要な図書館の役割と考えます。最後に「4.市民協働の発展」の課題を挙げております。第二次子ども読書活動推進計画において、「子ども読書応援団」

というものを提唱しています。その子ども応援団をはじめとする、現在障害者サービスや子ども読書活動で行われている市民協働のさらなる発展、また、新しい読書活動や市内での読書グループ等の連携などをはじめ、読書活動としての市民協働の発展ということを課題として挙げています。

最後に、資料の1、2、3について説明します。(資料1)については、二つの運営方法について比較してきましたので、業務委託の拡大をする場合、それから指定管理者を導入する場合の、市と民間事業者との役割分担がどのようなことになるかという業務分担について説明した表です。(資料2)には新たに図書館運営に必要な市の職員数の試算を行ったものです。これは現行の職員数ではなく、今後目指すべき図書館像を実現するための新しい図書館運営・図書館事業を行った場合を想定して試算したもので、人数については現行の職務分担を参考に、業務分析を行い、必要な職員数を数値化したもので、配置計画という実人数を示すものではありません。さらに、これまでの図書館ボランティアとの協働を踏まえ、さらに市民協働を進め、より発展させた形を想定しての算定になっております。また、いずれの場合においても地域資料・行政資料関係、ハンディキャップサービスにおいては、市が直接運営することを想定した職員数のシミュレーションになります。最後に、(資料3)として新たな図書館運営の経費比較です。こちら先ほど人員の積算と同様に、今後新しい図書館運営を行う場合に必要な経費を試算したものです。人員については、資料2のものを落とし込んであります。経費については行政管理担当で使っています職員経費の理論値を職員については当てはめています。民間事業者の委託料については、現行指定管理者による参考見積額を算定していきまして、こちらについては細かな仕様や具体の図書館事業の提案をしているわけではなく、あくまでも標準的な図書館4館、あるいは業務委託、地区館3館だけを行った場合の参考値として算出していただいた数値を入れたものです。以上が、今後の東久留米市立図書館の運営方針(案)についての説明です。

- 直原教育長 ということ、目指す図書館像を実現するためにどのような運営方法が今後望ましいのかという観点から、この間、議論を重ね、この運営方針(案)という形にまとまりました。運営方針(案)の中でこの点が重要だと考えることや委員さまさまざまなお考えがあると思いますので、ご発言をお願いしたいと思います。
- 細田委員 先ず、私は、市民の皆様が図書館を直営にするのか指定管理者の運営とするのか、どちらを多く望まれているかを考えました。そして、考えました結果、指定管理の導入をと考えています。3年間の準備期間を置いて、その後、指定管理にやってもらう。新しい業務内容を明確に具体化するなど、しっかりと準備して導入するのは良いと思っています。これから行われるパブリック・コメントのご意見を踏まえ、図書館利用者の方や児童・生徒の保護者の方々等から幅広くご意見を聞いて、その上で最終的に判断したいと思っています。世の中はすごいスピードで変化しています。スマホ、家電、植物、家庭製品など多数あります。図書館にも新しいサービスを導入し、より幅広い方々に興味を持ってもらいたいと現在思っています。
- 尾関委員 私は、指定管理者にするという原案に賛成です。市の学力調査や全国の学力調査を見ても活字に対する興味が薄れ、それに伴う学力低下が問題とされています。特に、全国学力調査の結果では、新聞を読む子と読まない子とでは10ポイントの差が出ています。これからの最大の教育の問題点は国語力の向上にあり、特に、活字に親しむとことだと思って

います。市の小・中学校の学校司書は全校業務委託で、現在の地区館の指定管理者と同じ業者と聞いています。これからの図書館のあり方の一つとして、学校教育への、国語教育、活字教育への支援が大きな課題になってきていると思います。市民サービスも含め民間活力を導入し、その方向でさらに学校教育の点においても、サービスを向上していくことが必要だと思っています。これからは学校教育をはじめ、さまざまところに市の財源や人材を投入していかなければならないことにおいても、図書館運営には民間活力を導入し、さらにサービスを向上させていくことが必要だと思っています。その点から原案に賛成します

○**名取委員** 私は、今回の中央図書館を指定管理者に移行する案については賛成していません。東久留米市は、現在、中央図書館が直営で、地区館が指定管理者で、中央図書館の適切な指導により大変うまく機能していると認識しています。市内に転居された方々がこの中央図書館を大変褒（ほ）めてくださいます、市民の一人としてとてもうれしいです。岡野館長をはじめ、図書館専門員の方々の能力は大変高く、本市の中央図書館は小規模ですが、他市に誇れる図書館であると思っています。私も図書館のあり方を検討する中であちこちの図書館を見せていただきまして、特に、小平市がよいモデルに思いました。小平市は当市と同じ昭和50年代に司書の採用をやめていますが、行政職からルーティンとして図書館長に配属されており、その後、また、市に戻られて部長等の経歴を重ねておられます。東久留米市でも図書館長が教育部長等になれるようなルートができればいいなと思っていました。

また、教育委員会には常に図書館長がこのように出席し、社会教育の重要な一角を担ってくれることが市民にとってもとても良いことだと思っています。今後、ITが進むとともにますます図書館行政は重要になり、今では想像できないような新しいニーズが次から次へと出てきます。その対応については、今の業務委託を拡大するのであればそれが可能になると思います。ですが、指定管理者となると、教育委員会にはもはや図書館長は出席しません。そういうことで、千代田の図書館では指定管理者になってから10年経ってしまっていて、図書館を適切に監督する力のある市の職員がいなくなっていることをつらつら語っていただきました。こうなりますと、東久留米市のような小さな町にとっては新たな行政ニーズに小回りを利かしてどんどん適切に対応していく、そういう教育委員会の重要な部分を自ら捨ててしまうことになる。これは本当に残念なことです。そして、私は今の大変能力の高い図書館専門員の方々のことを心配しています。この方がせめて雇い止めにならないことを強く願っています。

○**細川委員** 委員にはそれぞれ個々の意見があります。私は皆さんと一緒にいった図書館以外にもほかの区の指定管理者になっているところ、品川区や練馬区の図書館も教育委員としてではなく、一般として見せていただきました。「このまま民間に移管しないでください」という一部の声があり、また「これからの図書館に期待しています」という声も一部の方からいただきました。私は民間の図書館を否定はしません。否定したくないと思っています。今でも民間でいいのではないかという気持ちもあります。私も小さい時に図書館をたくさん利用しました。東久留米市はこれから発展していかなければいけないという気持ちもあります。そういうことを踏まえ、全てを指定管理者にしてしまうのではなく、今後の市と行政との意思疎通を図り、市と行政の連携もし、民間からの協力が困難にならないように市民の皆さんの協力もお願いしながら指定管理に移管できないかという意見を申し述べ、今回の指定管理への移管に賛成させていただきました。ただし、この11月1日から20日までの間のパブ

リック・コメントで、市民の皆さんのご意見を聞かせていただきたいと思います。「このままで」という意見もあれば「指定管理者にしてください」という意見もたくさんあります。私たちはいろいろなご意見を踏まえ、市の発展のためにいろいろ考えています。私は、これからの市の発展、地域の活性化も含めて、指定管理者に期待したいと思いました。

○直原教育長 それぞれご発言していただきました。今後の予定について図書館長から説明してください。

○岡野図書館長 本日、報告しました「今後の東久留米市立図書館運営方針（案）について」は、11月1日から20日までの間にパブリック・コメントを頂戴する予定になっています。パブリック・コメントの内容をまとめ、また、市の見解も付し、最終的には本年末を目指して教育委員会における今後の東久留米市立図書館の運営方針を決定していきたいと考えています。なお、パブリック・コメントと並行して、図書館協議会においてもご意見を頂戴したいと考えていまして、11月4日（金曜日）に開催を予定しています。また、協議会のご意見については、今後の教育委員会の協議の中で報告させていただきたいと考えています。

○直原教育長 これに関連して請願が出ていますので、報告をお願いします。

○岡野図書館長 平成28年10月24日に教育委員会宛での請願を2件受理していますので報告します。先ず1件目です。「方針案策定前に、市民と意見交換すること及び中央図書館に指定管理者制度を導入しないことを求める請願」、平成28年10月24日付、提出者、捧節子ほか、昨日現在で439名の方からいただいています。2件目、「中央図書館は市直営のままで運営することを求める請願」については、山室哲さんからいただいています。

以上2件を受理し、図書館の運営方針についての請願については全部で9件いただいています。

○直原教育長 これまでいただいている請願と同様、こちらについては市の運営方針を決定するのに合わせて対応していきたいと考えています。次の報告事項をお願いします。教育部長、お願いします。

○師岡教育部長 「③平成28年第3回市議会定例会について」報告します。第3回市議会定例会の報告を、9月16日に開催しました教育委員会定例会の中で行いました。その中で、一般質問答弁の概要を説明した際に配付した資料に誤りがありましたので、訂正させていただきますとともに、深くおわびを申し上げます。訂正させていただく箇所ですが、資料11ページの阿部利恵子議員の図書館運営方法の見直しのご質問に対する答弁として、9月16日に配付した資料には、12ページに「再質問3」として民間事業者に委ねる具体的な業務の内容の質問・答弁が記載されていました。しかし、これは当初こちらで想定していた質問と答弁を一般質問の当日に実際にやりとりしたものだと思い込んで、議会報告の資料に掲載したまま配付してしまいました。誠に申しわけありませんでした。本日の資料には、この「再質問3」を除いたものを再度配付させていただきました。ここに訂正させていただきますとともに、深くおわび申し上げます。また、当日傍聴された方にもご迷惑をおかけしています。深くおわびを申し上げます。今後はさらに十分に確認をした上で資料作成に当たってまいりますので、ご了承いただければ幸いです。

○直原教育長 この件についてはよろしいでしょうか。次に、私から報告します。「教育長の職務に係る文部科学省への照会について」という資料を配付しています。こちらをご覧ください。これは前回10月3日の教育委員会において、事務局から第3回市議会定例会の報告

を行った際に、7月8日の図書館協議会で私が私見を述べたこと、そして図書館協議会委員の方からの教育委員会との懇談の求めを私が断ったこと、この二つの点に関しまして議論がありました。そこでこの2点に関して法的な問題があるのかどうか、東京都教育委員会を介しまして文部科学省に照会しました。

照会の内容は資料の1のとおりです。＜事実関係＞を記載のように説明した上で、質問を2点、(1)として「教育委員会で検討中であり結論の出ていないことについて、教育長が、図書館協議会の場でそのことを明示した上で私見を述べたことに、法的な問題はありますか」、(2)として「図書館協議会委員から教育委員との懇談の場を持つように求められたことに対して、教育長の判断で断ったことに、法的な問題はありますか。教育委員会に諮らなければならないのでしょうか」という質問を出したところ、文部科学省から資料下段2のような回答がありました。

質問1については「法的な問題はないと考えます」。質問2については「個別の事案を委員会（教育委員会）に図るべきか否かは自治体の判断によるものと考えますが、教育長の判断で断ったとしても、法的な問題はないと考えます」と、このような回答をいただいていますので、以上、報告します。

○直原教育長 この件についてはいかがですか。特にありますか。よろしいですか。

そのほかの報告事項はありますでしょうか。事務局からありますか。

○師岡教育部長 ありません。

○直原教育長 委員の方々からはよろしいでしょうか。それでは、以上で公開の会議を終了します。傍聴の方は、ここでご退席をお願いします。

暫時休憩します。

(傍聴者 退席)

(公開しない会議を開く)

---

※第8回教育委員会臨時会は非公開の報告を行った後に閉会しました。

東久留米市教育委員会会議規則第28条の規定により、ここに署名する。

平成28年12月1日

教育長 直原 裕 (自 署)

署名委員 細 川 雅 代 (自 署)